

特別寄稿

「会計参与制度」大学院特設講座――

会計参与特別講座受講の薦め



浅見 哲 【麹町】

1、会計参与の意味

「会計参与」と言われると、なんだか重く責任がのしかかってくるように感じる人が多いようだ。80%以上の人は新しいことには消極的なのだと感ずる。特に歳を重ねるほどに保守的になるのが常のようだ。だから、若い税理士が30社もの会計参与を引き受けていると聞いた時には、ショックを感じた。

若い人々が取り組むのは税理士制度の維持発展としては望ましいところだから。しかしながら、若い新しい税理士さんに会計参与に就任してもらったから、先生はもう要りませんよ。などと言われないか、心配になってきた。さて制度問題として受け止めるなら、税理士法以外の法律に初めて規定された歴史的な事実としてとらえるならば、この商法から抜き出されて時代に合わせて整備された会社法に、会計に関する専門知識を有する専門家を前提に規定された会計に専任する取締役であ

ろうし、社会で仕事をしていけば必然的に会社法を見ることがある。そのような法律に「税理士」が会計の専門家として書かれたことは、「税理士」の将来において、その生きる広さが拡大されたといえる。業務範囲が広くそして確りと確立されたと言え換えることができる。すなわち、税理士の業域の拡大も含めて、新たな発展のきっかけとなることを期待できると信じている。

このことは単に会社法が気まぐれに規定したのではなく、戦後の日本の経済発展の中心を担ってきた中小企業を支えてきた税理士の実績を踏まえてのものだと考えることは身勝手に軽率な発想ではないと考える。

私としては、税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

たとしても会社法は学ばなければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

なければならない。税理士が税務署員か税理士を目指す人しか見ない法律に規定されているだけより、大学で法律を学ばば必ず目を通す会社法、商学部に進学したとしても会社法は学ば

2、税法と会計基準の流れ

税法は、法律の中で最も進んでいて時代に即している法律であると、法学部の講義で教わったように記憶している。税法のように毎年の改正

本格的な改正ではなく細部の変更であり、時代に合わせた体系的改正はされていない。(実は体系的には日本税制使節団(シャウプ使節団)による日本の税制に関する報告書、1949年8月27日付と1950年9月21日付の2つの報告書から創設された制度がそのまま現代まで踏襲されていると発言しても大きな間違いではないであろう。)

それに反して、会計はこの数年すさまじい変化のあらしが吹き荒れていること

はみなさんご存知のことだろう。会計基準は企業会計審議会から企業会計基準委員会(公益財団法人 財務会計基準機構)に平成13年から移された(企業会計審議会での作業は平成14年の固定資産の減耗に係る会計基準が最後で、この前の基準は平成10年に行われており、それ以前が昭和54年のスパンであった)事々も、

時代の変化を反映している。会計基準の制定が官から民へ移行されたのだから。この毎年すさまじい基準の制定や改定の動きは、税

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

法の変化に慣れ親しんでいる我々にしても驚愕する変化だと思う。しかし、日常に税理士は会計の変化に敏感ではないかもしれない。それは我々の顧問先である

3、大学院での研修の価値

このような時代を追ってみると、企業会計基準委員会が所管するや、30テーマの基準が制定または変更されている。企業会計基準適用指針においても平成14年以降26テーマの指針決定。実務対応報告も26テーマが設定されている。平均すれば平成14年から22年まで年間3・3件の基準が変更または新規で制定されたことになる。このことを見ると、税法と比較しても、会計基準の動きは、まさに時代は会計の時代と言っても間違いではないであろう。そんな時期に創設された

青山学院会計専門大学院での会計参与特別講座に第一期で通ったことは、私の税理士としての生き方、行く道を大きく修正させる出来事であった。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

この3年間のテーマは今でも記憶に残る数々であるが、このような時期に会計専門大学院に通えたことは予期せぬ、この会計基準の大幅な変更を知ること、新設の基準を知るのに素晴らしい機会を与えられた一年であった。そしてこのとがきっかけとして青山学院の一年が終わったのも、会計基準への意識は高まるばかりである。

もしも、この「会計参与講座」と称する大学院での講座に参加していなければ、今頃会計基準のすさまじい変更から遠く取り残されていたのではないかと、うと冷や汗が出てくる。確かに会計参与講座と称しているから、会計基準だけで

なく監査手法や内部統制、会計倫理など学んだ良いことは沢山あった。しかし、何より価値があったのは、これらの会計基準の大変化する時期に会計大学院に通ってその変遷を目的に学べたことだ。

税理士の役割、仕事は税務申告代理と税務相談が主たる業務であることに異論はない。しかしながら、おそらく多くの税理士同胞は、記帳代行と称するルーチンワークや結果として税務申告前の決算書作成を請け負っているのではないかと推測する。

平成17年には「中小企業の会計に関する指針」が数年の変遷を経て作成された。これによって税理士が顧問先の決算書を作成するときに、依るべき会計原則の遊離した状況から解放される道が開けたともいえる。これまでの大企業を前提とした企業会計原則は昭和24年に設定の中間報告がなされたもので、すでに60年の歴史を持つ。時代の変遷を経てみれば、時代遅れともいえる。

これに対して商法も大企業をベースとしたものから、平成17年に会社法として制定され18年から施行さ

れたが、組織設計の自由度が増した小さい会社を基本とした法律に変わった。さらに「中小企業の会計に関する指針」ではまだまだ小企業には実施しにくい。これは会計参与就任会社用であり、小企業用の会計基準を設定すべきだとの議論が出てきていたことも事実だった。

そこで「非上場会社の会計基準に関する懇談会の報告書」が平成22年8月30日に出されたことは、更なる会計基準がダブルスタンダードならずトリプルスタンダードになることを示唆している。そこでも小企業も正確な会計報告をすべき時代を迎えているのだ、と私は考える。

このような時代を迎えて、税理士が生き残るとすれば、会計にその主たる道を選択することが先決ではないかと私は考えるのである。公認会計士は作成された

決算報告書をチェックする役割の会計専門家である。税理士は決算書を作るプロとしての会計専門家(元々決算を作成することから申告書を作成する一連の業務が基本業務だった)。

このことから演繹してみると、会計報告を行ってきた我々は、正に呼び方はどうにしろ決算書を作る側の専門家として活躍してきたのだから、今更「会計参与」という呼び名を奇異な目で見るのも、私には理解できないのだが、名称が悪いのか。

私にすればその内容からして「会計参与特別講座」よりも「会計専門家更新講座」「税理士会計スキル充実講座」などの名称が適切だと思っ

ている。意味を考えればそのような名称の方が似合っていると思う。会計参与の制度も充実し

広め役割を担うべきだが、我々は会計の専門家である。その部分の再教育システムはぜひ必要だと思っ

たら。

公認会計士は作成された

決算報告書をチェックする

役割の会計専門家である。

税理士は決算書を作るプロ

としての会計専門家(元々

決算を作成することから

申告書を作成する一連の業務

が基本業務だった)。

このことから演繹して

みると、会計報告を行って

きた我々は、正に呼び方は

どうにしろ決算書を作る側

の専門家として活躍して

きたのだから、今更「会計

参与」という呼び名を奇異

な目で見るのも、私には理

解できないのだが、名称が

悪いのか。

私にすればその内容から

して「会計参与特別講座」

よりも「会計専門家更新講